

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公開番号】特開2013-145262(P2013-145262A)

【公開日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-040

【出願番号】特願2012-4865(P2012-4865)

【国際特許分類】

G 10 H 1/00 (2006.01)

【F I】

G 10 H 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月17日(2014.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

さらに、打撃された打面以外の打面のうち、発音されなかった打面については、トリガ信号が生じていないから発音されなかったのか、トリガ信号が生じたがクロストークキャンセルされたから発音されなかったのかについては把握する術がない。そのため、図10の画面に表示されている設定値200bが、クロストークキャンセルが過剰に実行される値である可能性もある。設定値200bとして、クロストークキャンセルが過剰に実行される値が設定されている場合には、複数の打面を同時打ちしたときに、最初の打撃以外の打撃が、クロストークキャンセルの対象とされて発音されなくなる不具合が生じる可能性がある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

エリア13a4には、各ジャック番号に対応付けられた打撃フラグが設けられる。打撃フラグは、対応するジャック番号のジャックを介して入力されたトリガ信号に対する打撃判定の結果を示すフラグである。具体的に、打撃フラグに1が設定されている場合、CPU11が、対応するジャックを介して入力されたトリガ信号を打撃によるものであると判定したことを示す。図3(a)に示す例では、ジャック番号4に接続されているパッド52から入力されたトリガ信号に対し、CPU11が打撃によるものであると判定したことを示す。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

図4に示す例では、T3(パッド名61a)に対する棒グラフ61c2では、各ブロックが白抜きのブロックとして表示されており、パッド53から入力されたトリガ信号に対し

てクロストークキャンセルが実行され、発音されなかったことを示す。一方、T 1 , T 2 , T 4 (パッド名 6 1 a)に対する各棒グラフ 6 1 c 2 では、各ブロックが塗り潰しのブロックとして表示されており、パッド 5 1 , 5 2 , 5 4 から入力されたトリガ信号に対して発音されたことを示す。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 4】

マーク 6 1 c 3 は、他パッドから受けたクロストークにより発音されたパッドであると判定されたパッドに対して表示されるマークである。つまり、マーク 6 1 c 3 が表示されたパッドは、他パッドから受けたクロストークにより発音されたと判定されたパッドであることを示す。より具体的には、マーク 6 1 c 3 は、表示用情報エリア 1 3 a のエリア 1 3 a 6 に記憶されているクロストークフラグに 1 が設定されているパッドに対して表示される。図 4 に示す例では、T 1 , T 4 (パッド名 6 1 a)に対し、マーク 6 1 c 3 として、塗り潰しの三角形 () が表示されている。よって、パッド 5 1 , 5 4 が、他パッドから受けたクロストークにより発音されたと判定されたパッドであることを示す。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 5】

一方、T 3 (パッド名 6 1 a)のように、クロストーク量 6 1 c が表示されているが、棒グラフ 6 1 c 2 が白抜きのブロックにより表示されている（即ち、発音されていない）パッドは、クロストークキャンセルが実行されたパッドであることを示す。このように、本実施形態の発音制御装置 1 0 0 は、他パッドからクロストークを受けたパッドについて、クロストークキャンセルが実行されたか否かと、発音されたか否かとに応じて表示態様を変化させているので、ユーザは、クロストークモニタ画面 6 1 の目視により、クロストークキャンセルの成否を容易に把握できる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 6】

F O C U S ボタン 6 1 d は、F O C U S 機能を呼び出すためのボタンである。F O C U S 機能は、クロストークキャンセル設定値に合わせるカーソル C u を、マーク 6 1 c 3 が表示されたパッド（即ち、他パッドから受けたクロストークにより発音されたパッド）に限って移動させる機能である。つまり、図 4 に示す例では、F O C U S 機能を呼び出す毎に、カーソル C u が、マーク 6 1 c 3 が表示されている T 1 , T 4 (パッド名 6 1 a) に対応するクロストークキャンセル設定値に対して交互に移動される。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 0】

一方、F O C U S 機能が呼び出されたと C P U 1 1 が判定した場合 (S 8 0 3 : Y e s)

、CPU11は、他パッドから受けたクロストークにより発音されたパッド（即ち、マーク61c3が表示されているパッド）のうち、現在位置から向かって右方向に直近のパッドにカーソルCuを移動させる（S809）。S809において、カーソルCuが、マーク61c3が表示されているパッドのうち、向かって最も右側のパッドに合っている状態で、FOCUS機能が呼び出された場合には、カーソルCuを、マーク61c3が表示されているパッドのうち、向かって最も左側のパッドへ移動させる。例えば、図4に示したクロストークモニタ画面61の表示状態において、FOCUS機能が呼び出された場合には、カーソルCuは、T4（パッド54）に対応するクロストークキャンセル設定値のところへ移動する。なお、マーク61c3が表示されているパッドが存在しない場合には、FOCUS機能が呼び出されても、カーソルCuの移動は行わないものとする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0109

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0109】

また、上記実施形態では、クロストーク量算出用エンベロープ71及びクロストークキャンセル用エンベロープ72として、パッドの振動状況を模した仮想的なエンベロープを用いる構成としたが、パッドにおける実際の振動の包絡線を、クロストーク量算出用エンベロープ71及びクロストークキャンセル用エンベロープ72として用いてもよい。